

# 開成町あじさいまつり 町民アイデア事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、開成町あじさいまつりにおいて、町民等が開成町あじさいまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と連携して実施する、町民アイデア事業の実施に必要な事務手続きを定めるものとする。

(資格)

第2条 町民アイデア事業の応募資格は次のとおりとする。

- (1) 町内に在住、在勤又は在学している町民等による団体
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する企業

(内容)

第3条 町民アイデア事業の内容は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 開成町あじさいまつりの魅力を町内外に発信する事業
- (2) 開成町あじさいまつりへの愛着を醸成する事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としないもの
- (4) その他実行委員会が適当であると認めるもの

(実施期間)

第4条 町民アイデア事業の実施期間は開成町あじさいまつり期間内とする。

(届出)

第5条 町民アイデア事業を実施しようとする代表者は、実行委員会会長が別に定める期間内に、町民アイデア事業実施申請書（第1号様式）を実行委員会会長へ提出しなければならない。

(実施の決定)

第6条 実行委員会会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その資格及び内容を審査し、町民アイデア事業実施の適否を決定する。

2 前項の規定により実施を決定したときは、開成町あじさいまつり町民アイデア事業決定通知書（第2号様式）を申請者に交付する。

(変更等の届出)

第7条 前条に規定する決定通知書を受けた者が、事業を変更し、又は中止するときは、町民アイデア事業変更・中止届出書（第3号様式）を速やかに実行委員会会長へ提出しなければならない。

2 実行委員会会長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその可否を決定し、町民アイデア事業変更・中止届出承認通知書（第4

号様式)を申請者に通知するものとする。

(届出事業の取り消し)

第8条 実行委員会会長は、第6条の規定により実施決定した事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消し又は、事業を中止させることができる。

(1) この要領に定める事項に違反したとき

(2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき

(3) その他実行委員会が適当でないと認めたとき

(完了報告)

第9条 決定通知書を受けた者は、事業完了1か月以内に、開成町あじさいまつり町民アイデア企画運営事業完了報告書(第5号様式)を実行委員会会長へ提出しなければならない。

(費用負担)

第10条 事業実施に要する費用は事業者負担とするが、参加者等から参加料その他の費用を徴収することができる。

(公表)

第11条 採択を決定した事業は、開成町あじさいまつり公式ホームページ等で広く公表する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会会長が定める。

## 附 則

この要領は、公布の日から施行する。